

令和2年4月9日

保護者様

鹿沼市立北押原中学校長 大塚 勝一

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について（通知）

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、市の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の決定を受け、下記のとおり臨時休業となりますので、あらためてお知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後の対応について変更になる場合があることを承知願います。

記

1 臨時休業期間について

令和2年4月11日（土）～22日（水） ※臨時休業中の登校日はありません。

臨時休業にあたり、御心配な点がありましたら、学校まで御相談ください。

2 子どもの居場所の確保について

(1) 学校での受け入れについて

- ・原則、臨時休業中は、自宅での対応をお願いします。ただし、やむを得ない事情で自宅での対応が難しい場合は学校に御相談ください。相談の結果、真にやむを得ない事情と思われる場合に限り、生徒を学校で受け入れる等の対応をいたします。ただし、教員が学習指導等を行う等はいたしません。

(2) 外出について

- ・臨時休業中の不要不急の外出は控えてください。特に、風邪の症状がある場合は、絶対に外出しないようお願いいたします。
- ※生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすることなど、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとるようお願いいたします。

3 家庭学習について

- ・毎日規則正しい生活を心がけ、家庭学習時間を確保するようお願いいたします。
- ・課題等については、4月10日（金）に課題一覧プリントを生徒に配布します。御家庭でも、生徒が自主的・計画的に学習に取り組めるよう御支援いただけましたら幸いです。

4 運動・部活動について

- ・臨時休業期間中の部活動は、中止といたします。
- ・ジョギング、散歩や縄跳びをしたり、（2、3年生においては）運動部活動顧問より示された運動をしたりする時は、安全な環境の下で行うようお願いいたします。
- ・運動をするために校庭を利用することはできます。ただし、複数の生徒が集まって運動することは控えていただきたいと思います。なお、行きかえりや活動中の安全面の確保については、保護者の責任でお願いいたします。また、休業中は、日本スポーツ振興センター「災害救済給付制度」（保険）の適用外になりますので、御了承ください。

5 その他

- ・授業日数の確保につきましては、夏季休業の短縮等も含め、鹿沼市教育委員会と連携を図りながら今後検討してまいります。